

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和6年（2024年）8月1日付け令6長健第362号で行った公文書開示請求の不開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、改めて開示・不開示の判断を行い決定すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和6年（2024年）7月19日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「株式会社〇〇とその代表及び従業員に対して県が行政処分・行政指導を行ったことについての公文書」に係る公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、令和6年（2024年）8月1日付けで、本件請求に係る公文書の存否を明らかにしないで本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年（2024年）8月8日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取り消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

（省略）

第5 審査会の判断

1 条例について

（1）条例第7条第1号について

条例第7条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めている。

これは、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、不開示とする個人に関する情報の要件を定めたものである。

なお、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人識別性がなく特定の個人を識別することができない情報又は特定の個人を識別することができる情報が含まれている場合の当該情報を除いた残りの情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、財産権その他の当該個人の権利利益を害するおそれがあるものをいい、例えば、匿名の作文や反省文、カルテ等の個人の思想、心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に係るものとして保護すべき情報や、特許出願等をする前のアイデア等であって、開示することにより第三者が特許出願を行うなど発明者の権利利益を侵害するおそれのある情報をいうとされている。

（2）条例第7条第3号について

条例第7条第3号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次の本号イ又はロに掲げる情報に該当する場合は、不開示とすることを定めている。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

これは、法人等及び事業を営む個人の正当な権利利益が害されることのないよう、不開示とする法人等情報の要件を定めたものである。

なお、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又

は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある、また、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるとしている。

また、本号ただし書では、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、上記に掲げるものであっても、例外的に開示するものと定めている。

(3) 条例第10条について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

ここで、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、例えば、特定の個人の病歴に関する情報、犯罪の内偵捜査に関する情報などの開示請求に対し、本件公文書は存在するが不開示とする、又は本件公文書は存在しない等、公文書の存否を明らかにすることにより、本件公文書を開示したときと同様に、条例第7条各号に定める不開示情報の規定により保護すべき利益が害されるおそれがある場合をいうとされている。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件処分

本件請求は、株式会社〇〇（以下「当該法人」という。）という特定の法人を名指した上で、当該法人とその代表者及び従業員に対して県が行政処分や行政指導を行ったことについての公文書（以下「本件公文書」という。）の開示を求めるものであるが、実施機関は本件公文書について、その全ての存否を明らかにすること自体が条例第7条第1号及び同条第3号に該当する情報を開示することになるとして、条例第10条に基づく請求を拒否（以下「存否応答拒否」という。）する不開示決定を行っている。

まず、本件公文書に係る実施機関の事務について、当審査会事務局職員をして実施機関に対して確認したところ、当該法人は県内で訪問看護事業を行っている事業者であるが、実施機関は介護保険法に基づき介護保険施設や指定居宅サービス事業所等（以下「介護保険施設等」という。）の事業者に対して、介護給付等対象サービスの質の確保・向上及び介護給付等の適正化を図ることを目的として運営指導を行っている。具体的には施設（居宅）サービス基準に基づく指導においてサービスの質の確保・向上が図られるよう運営上の指導や、報酬請求指導において届け出た加算等に基づいた運営が適切になされているかを確認し、請求の不適切な取扱いについて是正の指導を行うことがあるが、この指導は行政指導に位置付けられる。そして、運営指導等により不正請求や著しい指定基準違反の疑いがある介護保険施設等の事業者に対しては、公正かつ適切な行政措置を講ずるために監査を実施し、違

反が認められた場合は、改善勧告、改善命令、指定（許可）の取消しや効力停止等の措置を行うことがあり、このうち改善勧告は行政指導に位置付けられるが、その他の措置は行政処分に位置付けられ、また、介護保険施設等の法人役員等については、不正や著しい不当行為があった場合は、当該法人役員等は欠格事項該当者として行政処分の対象になる可能性がある一方で、介護保険施設等の従業員個人を対象に行政処分がなされることはないとのことである。

なお、上記の行政指導又は行政処分が行われた場合、行政指導については公表する義務がない一方で、行政処分が行われた場合は、介護保険施設等の事業者名称、事業所所在地、サービス種類、処分の年月日や内容等を公示する義務があるが、法人役員等に対する欠格事項該当者としての行政処分は公示事項ではないとのことである。

（２）本件処分の妥当性

本件公文書の存否（以下「本件存否情報」という。）を答えることは、例えば、本件公文書は存在するが条例第7条各号のいずれかの不開示情報に該当するとしてその全てについて不開示決定をしたり、一部を不開示とする部分開示決定をしたり、又は本件公文書は存在しないとして不開示決定をしたりすると、「当該法人」とその「代表者」及びその「従業員」に対して、実施機関により何らかの行政指導や行政処分が行われたか否かの情報を開示することになることが認められるため、本件存否情報が本件処分に係る条例第7条の不開示情報に該当するか否かを以下のとおり検討する。

ア 当該法人について

本件存否情報のうち、当該法人に係る情報について検討するに、公表義務がない行政指導に関する情報を明らかにすることは、当該法人が行政指導を受けた事実の有無を公にすることとなり、その結果、当該法人が何らかの違反がある又は違反の疑いがある事実を公にすることとなることから、当該法人の社会的評価や信用の低下を招くおそれがあるため、条例第7条第3号に該当する。

一方で、当該法人に対して行政処分を行った場合は、公示する義務があることを踏まえると、行政処分の有無は明白であり、特段の事情がない限りこれを秘匿する必要はない。よって、本件公文書のうち、当該法人に対する行政処分に係るものについて存否応答拒否をすることは適当ではなく、当該法人に対して行政処分がなされ、公示している場合は、関係する公文書を特定した上でその内容を精査して開示・不開示の決定をすべきであり、また当該法人に対して行政処分なされておらず、関係する公文書が存在しない場合は、そのことを理由として不開示決定をすべきである。

イ 当該法人の「代表者」について

本件存否情報のうち、当該法人の代表者個人に係る情報について検討するに、公表義務がない行政指導や行政処分に係る情報を明らかにすると、代表者が行政

指導や行政処分を受けた事実の有無を公にすることとなり、その結果、代表者が何らかの違反がある又は違反の疑いがある事実を公にすることとなることから、代表者個人としての社会的評価や信用に影響を与え権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号に該当する。

また、同時に代表者は当該法人の関係者であることから、当該法人の関係者が行政指導や行政処分を受けた事実の有無を公にすることとなり、その結果、当該法人の関係者が何らかの違反がある又は違反の疑いがある事実を公にすることとなることから、当該法人の社会的評価や信用の低下を招くおそれがあるため、条例第7条第3号に該当する。

ウ 当該法人の「従業員」について

本件存否情報のうち、当該法人の従業員に係る情報について検討するに、公表義務がない行政指導に係る情報を明らかにすると、従業員が何らかの行政指導を受けた事実の有無を公にすることとなり、その結果、従業員が何らかの違反がある又は違反の疑いがある事実を公にすることとなることから、従業員個人としての社会的評価や信用に影響を与え権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号に該当する。

また、同時に従業員は当該法人の関係者であることから、当該法人の関係者が行政指導を受けた事実の有無を公にすることとなり、その結果、当該法人の関係者が何らかの違反がある又は違反の疑いがある事実を公にすることとなることから、当該法人の社会的評価や信用の低下を招くおそれがあるため、条例第7条第3号に該当する。

一方で、従業員個人を対象に行政処分がなされることはないことを踏まえると、従業員に対する行政処分がないことは明白であり、特段の事情がない限りこれを秘匿する必要はない。よって、本件公文書のうち、当該法人の従業員に対する行政処分に係るものについて存否応答拒否をすることは適当ではなく、従業員に対しては行政処分がなされることがないため、関係する公文書は存在しないことを理由として不開示決定をすべきである。

以上を踏まえると、本件存否情報について、その全てを一律に明らかにしないで行った本件処分は妥当性を欠くものと認められるため、改めて判断の上で決定すべきである。

3 その他

審査請求人は種々申し立てているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等
別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和6年10月29日	実施機関から諮問を受けた。
令和7年10月 7日	事案の審議を行った。
令和7年12月23日	事案の審議を行った。
令和8年 2月 5日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第二部会）委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
中 坪 良 子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
綿 部 未 央	行政書士	

（令和8年2月5日現在）